

令和8年第6回階上町教育委員会会議録	
召集年月日	令和8年8月19日
召集場所	階上町役場 3階 委員会室
開 会	午後5時10分
出席委員	教育長 濱 浦 幸 夫 委 員 荻ノ沢 俊 明 委 員 松 橋 竹 子 委 員 石 岡 れい子
職務のため 会議に参与 した者の職 氏 名	教 育 課 長 中 屋 敷 司 学 校 教 育 G S L 向 井 麻美子 社 会 教 育 G L 中 居 勉 学校給食センター所長 田 中 稚子 国 ス ポ 対 策 室 長 金 見 靖 子
協議に諮問 した 案 件	報告第 1 号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校長寿命化改修等工事 請負契約の締結）について 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（令和8年度階上町立小学校及び 中学校の学区外・区域外就学許可）について 報告第 3 号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の 職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会 訓令）について 報告第 4 号 専決処分した事項の報告（階上町学校職員ハラスメント の防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓 令）について 報告第 5 号 専決処分した事項の報告（階上町いじめ防止対策委員会 委員の委嘱）について 報告第 6 号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校再編検討委員 会委員の委嘱）について 報告第 7 号 専決処分した事項の報告（部活動地域展開協議会委員の 委嘱）について 議案第 1 号 階上町いじめ防止基本方針の改定について 議案第 2 号 物品の買入れについて 議案第 3 号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費決算の認定に ついて 議案第 4 号 9月定例議会に付議する令和8年度教育費補正予算につ いて

濱浦教育長	<p>ただ今の、出席者は教育長及び教育委員３名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和８年第４回階上町教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第１ 「会期の決定の件」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本委員会の会期は、本日１日といたしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって会期は、本日１日間と決定いたしました。</p> <p><u>日程第２ 報告第１号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結）について</u> の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中居ＧＬ	<p>それでは、報告第１号 事務の臨時代理の報告（石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、町長から石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結に関して意見を求められ、申し出ることについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、令和８年５月２６日付けで臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>３枚目をご覧ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> １ 場所は、階上町大字角柄折地内 ２ 契約額は、５３２，３７２，７２０円 ３ 契約の相手方は、八戸市類家四丁目２番２６号 株式会社石上建設 代表取締役 岩渕 弘子 ４ 契約の方法は、落札制限付一般競争入札となります。 <p>なお、工期は、令和１０年３月３１日までとしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第１号 事務の臨時代理の報告(石鉢小学校長寿命化改修等工事請負契約の締結)について の</p>

向井G S L	<p>件を終了いたします。</p> <p><u>日程第3</u> 報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和8年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和8年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、町内の小中学校の学区外・区域外の就学許可を行ったことについて、緊急を要し教育委員会を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものについて、報告するものであります。</p> <p>2枚目に就学許可を行った対象者の名簿を掲載しております。</p> <p>令和8年7月21日に2名を学区外就学として許可しています。</p> <p>3枚目には、参考として、学区外・区域外就学を許可しております小学校及び中学校それぞれの全体数を記した調書を掲載しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>（質疑なしの声）</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第2号 事務の臨時代理の報告（令和8年度階上町立小学校及び中学校の学区外・区域外就学許可）について の件を終了いたします。</p>
向井G S L	<p><u>日程第4</u> 報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令の制定について、令和8年5月29日付けで専決処分したため報告するものであります。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>県職員の旅費制度改正に伴い、様式第9号及び様式第12号を改正し</p>

<p>濱浦教育長</p>	<p>たものとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第3号 専決処分した事項の報告（階上町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令）について の件を終了いたします。</p> <p><u>日程第5</u> 報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
<p>向井G S L</p>	<p>それでは、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令、令和8年6月1日付けで専決処分したため報告するものであります。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>改正内容は、ハラスメントの被害者となり得るものである「職員以外の者」に、教育実習生等が含まれることを明確化したこと、ハラスメントに関する苦情相談がなされた場合、被害者に事実確認を行った後、その結果について教育委員会に第一報として報告すること等を追加したものととなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>濱浦教育長</p>	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第4号 専決処分した事項の報告（階上町学校職員ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令）について の件を終了いたします。</p> <p><u>日程第6</u> 報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

向井G S L	<p>それでは、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、令和8年6月18日付けで専決処分したため報告するものであります。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第5号 専決処分した事項の報告（階上町いじめ防止対策委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p>
向井G S L	<p><u>日程第7</u> 報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校再編検討委員会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校再編検討委員会委員の委嘱）について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、階上町立中学校再編検討委員会委員の委嘱について、令和8年6月26日付けで専決処分したため報告するものであります。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>委嘱期間は、令和9年3月31日までとなります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第6号 専決処分した事項の報告（階上町立中学校再編検討委員会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p><u>日程第8</u> 報告第7号 専決処分した事項の報告（部活動地域展開協議会委員の委嘱）について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>

向井G S L	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、報告第 7 号 専決処分した事項の報告（部活動地域展開協議会委員の委嘱）について、ご説明いたします。 ・ 本案は、部活動地域展開協議会委員の委嘱について、令和 8 年 6 月 29 日付けで専決処分したため報告するものであります。 ・ 2 枚目をご覧ください。 ・ 委嘱期間は、令和 9 年 3 月 31 日までとなります。 ・ 説明は以上です。
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了します。よって、報告第 7 号 専決処分した事項の報告（部活動地域展開協議会委員の委嘱）について の件を終了いたします。</p> <p><u>日程第 9</u> 議案第 1 号 階上町いじめ防止基本方針の改定についての件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中屋敷課長	<p>それでは議案第 1 号 階上町いじめ防止基本方針の改定について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、児童生徒の生命及び身体の安全を最優先に守るため、学校及び教育委員会が取るべき「具体的な発生後対応マニュアル」を盛り込んだ「階上町いじめ防止基本方針（平成 30 年 5 月 22 日改定）」の全面的な見直しと改定を行うものであり、令和 8 年 8 月 19 日開催の「階上町総合教育会議」において町長との協議・調整を完了したことから、学校の設置者である教育委員会としての最終的な決定を求めるため提案するものであります。</p> <p>(資料により説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 1 号 階上町いじめ防止基本方針の改定について の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p>

向井G S L	<p>よって議案第1号 階上町いじめ防止基本方針の改定について の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p><u>日程第10</u> 議案第2号 物品の買入れについて の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第2号 物品の買入れについて、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から物品の買入れに関して意見を求められ、申し出するため提案するものです。</p> <p>2枚目をご覧ください。</p> <p>買入れする物品は、タッチペン付きGIGAタブレット端末 850台</p> <p>契約金額は、5,703万5千円</p> <p>契約業者は、株式会社ビジネスサービス八戸支店 支店長 谷地 諭司であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なしの声)</p> <p>「質疑なし」と認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号 物品の買入れについて の件を議決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>「ご異議なし」と認めます。</p> <p>よって議案第2号 物品の買入れについて の件は、原案のとおり可決されました。</p>
中屋敷課長	<p><u>日程第11</u> 議案第3号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費決算の認定について の件を議題といたします。</p> <p>この件について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>それでは議案第3号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費決算の認定について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から令和7年度教育費決算に関して意見を求められ、申し出するため提案するものです。</p>

濱浦教育長	<p>(資料により説明) 説明は以上です。</p> <p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第3号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費決算の認定について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第3号 9月定例議会に付議する令和7年度教育費決算の認定について の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p><u>日程第12</u> 議案第4号 9月定例議会に付議する令和8年度教育費補正予算について の件を議題といたします。 この件について、提案理由の説明を求めます。</p>
中屋敷課長	<p>それでは議案第4号 9月定例議会に付議する令和8年度教育費補正予算について、ご説明いたします。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、町長から令和8年度教育費補正予算に関して意見を求められ、申し出するため提案するものです。</p> <p>(資料により説明) 説明は以上です。</p>
濱浦教育長	<p>これより質疑にはいります。質疑ございませんか。 (質疑なしの声) 「質疑なし」と認めます。 お諮りいたします。 議案第4号 9月定例議会に付議する令和8年度教育費補正予算について の件を議決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 「ご異議なし」と認めます。 よって議案第4号 9月定例議会に付議する令和8年度教育費補正予算について の件は、原案のとおり可決されました。</p> <p>以上を持ちまして、令和8年第6回階上町教育委員会会議を閉会いたします。</p>

ご苦労さまでした。

会議終了時刻 午後 5 時 4 5 分